

平成22年度 宇治市総合計画審議会

第2回健康福祉部会

平成22年10月25日（月）

【緒方部会長】 それでは、人数の定数がそろいましたので、ただいまより第2回健康福祉部会を開催させていただきたいと思えます。

本日は、皆様方におかれましては、先週に引き続きまして、お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。会議の進行をさせていただきます健康福祉部会の緒方でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座らせていただきます。

会議に入らせていただきます前に、あらかじめ欠席のご連絡をいただいている方の報告をさせていただきます。大石委員、木村委員、中村委員からご欠席だというご連絡をいただいております。

それでは、本日の会議内容についてご説明をさせていただきます。お手元の会議次第をごらんください。

まず、次第の2ですが、前回、時間の関係でまだでしたけれども、9月15日から10月14日にかけての、市が募集していましたパブリックコメントについて、実施結果を事務局から報告いただきたいと思います。

続いて、次第の3、前回に続いての中期計画についてご審議をいただきたいと思います。

なお、会議録を作成する関係上、ご発言いただく際には、その都度、最初にお名前をお願いいたします。また、会議録は情報公開の対象となりますので、念のため申し上げておきます。

本日の終了時間は、おおむね5時半から6時までと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第の2、宇治市第5次総合計画パブリックコメントに移らせていただきたいと思います。

では、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局（松田）】 事務局の松田です。よろしくお願ひします。

本日は、また新たにパブリックコメントを配付させていただいて、前回は配付させていただいておるんですけども、今回、また前回より1件多くなっていますので、4枚つづりのものを配付させていただいております。

パブリックコメントの資料については、9月15日から10月14日まで募集を行いまして、いただいたご意見についてまとめております。前回、7件の3枚つづりでお渡ししておったんですが、8件目のものについてなんですけど、募集期間内にご意見をいただいていたんですが、提出資格、住所、氏名等の必須事項が未記入だったため、通常ですと不採用ということになるんですけども、18日開催の教育と健康福祉と建設都市整備部会では報告をしておりませんので、18日の夕方に必須事項について記入漏れの内容でご連絡があったので、今回8件として委員さんにお配りしています。資料の反映が間に合わなかったほかの部会についても、追加資

料として書面で連絡しております。いただいたご意見について、健康福祉部会以外の専門部会分野に関するものが多くなっていますが、簡単にご紹介させていただきます。

まず、整理番号1についてなんですけれども、こちらのご意見は、役場までの交通の不便性について、また、植物公園の使用料について、図書館の開館時間について、隣接自治体と連携した公共施設の使用についてということでご意見をいただいていた。

整理番号2番のものは、大久保・伊勢田地域の交通整備について。

3番については、学校教育での野鳥観察についてと、宇治川の自然環境保全について。

整理番号4番については、宇治川太閤堤跡について。

5番は、大久保から宇治橋までの道路整備について、歩行者交通の確保について、公園整備について、バス交通について。

整理番号6番については、市街化区域の排水を調整区域の用水に流入していることについて、道路の整備について。

整理番号の7番が、健康福祉部会にも関するところになるんですけれども、高齢者の生きがい推進についてということでご意見をいただいております。

前回から追加しました8番については、交通整備について、川原・公園の充実について、病院の整備について、電車の運行についてということで、ご意見をいただいております。

本来、事務局の回答等も含めて、また公表させていただくことになるんですけれども、取り急ぎ、内容報告とさせていただきます。事務局の回答を含めまして、次回の全体会を開催させていただくときに説明を予定しております。

以上、簡単ではございますけれども、総合計画に関するパブリックコメントの内容の報告でございます。

【緒方部会長】 ありがとうございました。

8点のパブリックコメントについてご紹介をいただきました。これについての回答は、今、お話ありましたように、全体会でご説明があるということなんです、ぜひこの場でご発言をという方がおられましたら承りたいと思いますが、委員の皆様方、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、パブリックコメントについてはここまでとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次第の3、中期計画について移りたいと思います。

前回も多くの意見をいただきましたが、中期計画の大分類3、皆様の審議をいただきたいと思っております。資料①の、ページで言いますと、21ページから33ページになります。よろしいでしょうか。

まず、本日ご欠席の中村委員より意見をいただいているということですので、最初に事務局から報告をお願いいたします。

【事務局（松田）】 事務局の松田です。

中村委員、きょうご欠席なので、部会の場でお伝えいただきたいということで意見をお預かりしておりますので、事務局から伝えさせていただきます。

前回、ご意見いただいていた内容の続きになるかと思うんですけれども、まず1点目、子育て支援医療についてということで、対象者の拡大については財源確保が難しいということと、向野委員から実施すべきというご意見をいただいております。中村委員としては、子育て関連のみにお金をつぎ込むのではなく、障害者への施策についてもお金を使ってもらいたい。健常者が受けられるサービスでも予算がなく、してもらえないものがある。予算増にはならないように、自己負担の増額などを含めて、対象者が広範囲になるような施策について、子育て世代の意見も踏まえて検討してほしい。どのような目標で実施していくのか、市の意見を明確にしてほしいとのことです。

2点目なんですけれども、地域防災体制についてなんですけど、こちらは直接の所管は6ページの安全・安心なまちづくりとなるので、部会が変わるんですけれども、障害者への支援については、30ページ、健康福祉部会ということになりますので、その体制についてどうなのかということです。ほかの部署と連携して、ほかの部署にも障害者の生活や不安感について理解してもらいたい、障害者が安心して地域で暮らせる支援体制をもっと明確にしてほしいとのことです。

お預かりしましたご意見についてお伝えさせていただきました。

【事務局（中上）】 先に、地域防災体制のことで、危機管理課から意見を預かっておりますので、まずその内容をお話しさせていただければと思います。

地域防災体制は、当然、防災担当だけではなくて、福祉部門の部分と連携して、施策を実施するということになっておるんですけれども、ここも含めまして、宇治市の地域防災計画にうたっておりますので、その内容をお話しさせていただきたいと思います。

宇治市の地域防災計画では、特に配慮を要する人たちの安全確保といたしまして、災害発生時の避難誘導體制の確立、避難所における配慮を定めております。避難誘導の確立のために、本市では災害時要援護者避難支援取り組みを平成21年度から始め、災害時の避難に不安をお持ちの障害のある方に、市政だよりやダイレクトメールにより、登録を呼びかけております。

また、災害発生時の避難情報等の伝達方法としては、テレビ、NHKの京都放送局やKBS京都、FMうじのラジオによる緊急放送のほか、安心・安全メールやパソコンや携帯メールによる情報発信を行っております。

避難所における配慮としては、福祉関係部局と連携して手話通訳の配置や文字による情報伝達の実施などについて検討を行っております。また、今後は福祉避難所の設置についても取り組みを進めていくこととしています。

また、この回答の内容については、中村委員にもメール等を通じてお送りさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【緒方部会長】 ありがとうございました。

今、ご意見いただきましたのは、中村委員から今回の福祉部会でまず2点ということで、前回、子育て医療に関して少し意見が出たわけなんですけれども、予算の配分ということで、障害者

福祉にも回してほしいという配分の問題と、あともう1つは、地域防災のこともそうなんですけれども、この福祉部局以外の関連部会でも福祉に関連することについては、きちんと取り組んでほしいといったご意見ではないかと思います。

3点目は、前回、中村委員から少しご紹介があったんですが、地域防災の中での障害者対策についてご質問がありました。それについて、今、担当部局からのご回答ということでしたいたわけですが、今の中村委員のご意見、それから事務局からの回答も含め、それ以外でも結構ですので、大分類の3、21ページから33ページにかけて、お気づきの点を出していただきたいと思っております。

今回が一応最後の部会になりますので、前回言い残したことなど、いろいろおありかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【向野委員】 議員の向野です。

前回のときに、子育て支援の医療費の関係で、持ち帰りになっているということがあると思うんです。だから、それについて事務局からこういうふうな対処の仕方をするという提案があって、それに対する意見をまた出したいと思えますし、そのことをまずお願いしたいと思えます。

【事務局（中上）】 事務局の中上です。

全体のほかの部会も通じてそうなんですけれども、部会ではさまざまな意見をいただいております。そのいただいた意見は、部会でまたすぐ決定をして、こうしますという形ではなくて、部会での意見を踏まえて、また市内部の論議をさせていただきまして、反映するものは反映するもの、お返しさせていただくものは返すものということで、また各委員さんにこういう形で意見を踏まえて、ここは修正しました、これこれこういった理由により、ここは修正しませんという形で、基本構想と現況と課題といった形でやらせていただいた形と同じような形態を考えております。

各委員さんの意見をもう一度吸い上げまして、今度は全体会に向けて部会長さんと相談して、案をまた作成するという形をさせていただいておりますので、この前いただきました子育て医療の個々の事業の内容をどうするかについては、現在、意見としてはお伺いいたしておりますけれども、事務局としてこれをこう書きかえるということは、今のところは作業は進めておりませんので、そういう形でお願いしたいと思えます。

【向野委員】 議員の向野です。

そういうことになると、この部会の中で出された意見が通らないという可能性もあるんですね。そしたら、せっかく部会でいろんな方から意見をもらって、それが反映されなかったら、何のために議論しているのかということになるので、そこらについては、全体会に出す前に、少なくともこういう方向でと、委員の意向に、この間、出席者の3人の委員からは医療費の拡充のことについて意見が出されておりましたので、反映できるようにしていただきたいなど考えておるわけです。

【事務局（中上）】 事務局の中上です。

この前もそうお返事をさせてもらったと思うんですけども、委員からいただいた意見、委員からこういう意見がありましたということについては当然書かせていただきます。その内容について、ここの文言で読んでいただけるものなのか、それはこちらの案として、また委員さんにもお返しをさせていただきますし、その内容を、委員さんにとっては、それではやっぱり不満やおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんし、これでいいという委員さんもいらっしゃると思います。そこの部分は、事務局として案をつくって、全体会に上げる前に部会長さんとも相談をして、この案で行かせていただきますという打ち合わせもさせていただいて、全体会に上げさせていただくというスタイルをとらせていただきたいと思います。と思っています。

【緒方部会長】 では、きょうのご意見についても、また全体会に出るまでに少し修正案という形で出てくるかもしれないということだと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

【向野委員】 議員の向野です。

33ページの国民健康保険のことなんですけど、これは今、全国的に保険料が高くてなかなか支払いができへんと。支払いができなかったら、短期証とか資格証明書とか発行して、資格証明書が発行されると、医者にかかったらいったんは10割を払わなければならないということで、資格書の発行とか滞納者の増加とか非常に増えているわけなんです。

そうしたもとの、ここのページにあります事業の安定運営というところでは、当然のことながら、国民健康保険制度は皆保険制度の中に位置づけられて、安定的な運営はどうしても必要だということは理解できるんです。ただ、保険料の適正化を図る中で安定化を図るということだから、保険料を一層上げる中での安定化ということになって、今でも負担の限界を既に超えているという中で、さらに保険料を引き上げるということについては、これはいかがなものかなと思うわけです。

宇治市の国民健康保険の加入者の実態をざっと見ますと、所得が200万円以下が8割を占めておりまして、年収50万円以下が40%近いぐらいありますかね。そういう中で、なおかつ保険料を上げることによって、安定的な運営を図っていくということになっているわけです。これでは、保険料を払っている人は生活費を切り詰めて払って、だから、保険料は払ったけど、病気になって医療を受けるのにもお金がかかるからということで、なかなか医療を受けられない。そういう実態があるのに、なおかつ保険料を上げていこうということについては、いかがなものかなと思うわけなんですけど、まず、そのことについてお聞きしたいなと思います。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

今の国民健康保険について、宇治市の実態とともにご意見をいただいたんですが、事務局の方、よろしく願いいたします。

【大下国民健康保険課長】 国民健康保険課の大下です。

今のお尋ねの件でありますけれども、ご存じのとおり、国民健康保険は皆保険制度であります。また、その一方で、保険制度であるところからでございますから、負担と給付に関しては、公平性を確保される必要があると思います。今は、医療費とか脆弱な財政構造という国保の抱え

る問題の中におきまして、我々としましては、国や京都府への財政支援強化策の要望などをして
いるところでございますし、ご指摘いただきました短期証ですとか、資格証明書の取り扱い
に関してましては、基本的に納付相談の中で被保険者の方とお話をする中で、できる限りきめ
細やかにご事情をお伺いして対処しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じま
す。

【緒方部会長】 ありがとうございました。

【向野委員】 短期証とか資格証明書のことについては、本人と面談をして、きめ細かく対
応するということでありますけど、もともと保険料は、収入がなくても保険料は払わんならん
という制度なので、もともとのもとの矛盾はあるものの、今の段階でほんとうに保険料が高いと。で
も、まだ上げていくんやということを率直に書いているわけですね。

宇治市は、これまでも言うておりますけど、京都府内の15市ある自治体の中で、一般会計
からどれぐらい繰り入れしているかという、1人当たりの繰り入れが、2008年度で見
ると平均が1万6,210円で、宇治市が7,704円なんです。ということは、府内の平均の半
分ほどしか繰り入れできていないと。だから、これをせめて平均並みに繰り入れることによっ
て、保険料を下げることが可能じゃないかということを提起しているわけですけど、改めてそ
のお考えについてお答えをいただきたいなど。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

【大下国民健康保険課長】 国民健康保険課の大下です。

繰り入れの件に関してですが、府下の市町村におきまして、これまでにいろいろな議論がさ
れる中で、平均のとり方、例えば単純平均だ、加重平均だということもあったと思うんですけ
ども、その中で、宇治市が考えますのは、こちらとしましては、21年度で単純平均でしま
すと、府内が1万円強になっていまして、宇治市におきましては8,200円ぐらいという計算
をしております。そういった中で、保険料に関しましては、各地域で医療の実態などもござい
ますし、単純に医療圏ごとの特徴も違う中で考えないといけないと思っておりますし、あわせ
て一般会計の繰り入れにつきましては、これまでもいろいろとご議論させてもらっていますと
おり、税の投入という部分でございますから、より慎重な対応をする中で、いろいろと極力配
慮する中で対処しているところですので、ご理解いただきたく存じます。

【緒方部会長】 ありがとうございました。

【向野委員】 向野です。

もう少し大きい声で言っていただきたいと思うんですけど、要するに、宇治市の一般会計か
らの投入については、せめて府内の半分ぐらいしてもええやないかと。それでもなおかつ宇治
市の保険料が高いという場合については改めて考えるとしても、人並みぐらいの税金をそこ
に入れたらええやないかということなんですけど、おそらくこれを言っても同じ答弁しかない
と思いますので、次のことを言わせていただきたいと思います。

今年の5月に厚生労働省から、一般会計からの繰り入れについては中止をするようにという

通達がなされていると思うんですけど、そうなりますと、保険料が一気に上がってくるということになると思うんです。宇治市はその点、どういうふうに捉えて対応を考えておられるのか、お考えをいただきたいなど。

それとあわせて、国が進めようとしているのは、広域化、いわゆる後期高齢者医療制度でありますと、京都府の中で1つの地方公共団体をつくっていると。国保についても、そういう考え方で、今、国は進めようとしているわけですけど、それについて宇治市のお考えをいただきたいなと思います。

【大下国民健康保険課長】 国民健康保険課の大下です。

まず、1点目の厚労省からの通知の件に関しましては、そういった通知があるということ踏まえまして検討しなければいけないと思っておりますが、現時点におきまして、その対処につきましてお答えできる部分はまだございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

あと、続きまして、国保の広域化の件に関しましては、この12月に広域化支援方針というのが、京都府におきまして策定される予定です。本市としましても、それに協力はしておりますし、広域化支援によりまして、国保の抱えているさまざまな課題が解決できるかどうかを見定めながら、こちらは市として、計画づくりの中に参画しているところでございますので、それを単純によしとするとか、だめとするような状況にはございませんことをご理解いただきたいと存じます。

【向野委員】 はい、結構です。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

今、国保の一般会計繰り入れについてと、それから国保の広域化ということについて、もう少し様子を見てというご意見だったかと思えます。

いかがでしょうか、ほかの委員の方。

【堤副部会長】 21ページのところで、「地域福祉活動の推進」と小分類がありまして、ここには特に4番目のところは「ボランティア活動の支援」ということで、幅広い年代層の参加手法を検討しますとうたってありますので、これから総計審等でこれを具体的にどうしていくんだということを、そのための総計審の検討をやっているわけですけども、現実的には、ほんとうに地域福祉を支えているのは誰かといいますと、もちろん行政もそうです。行政は予算を組んだり、いろいろここをこうしなさい、ああしなさいということだと思います。それを受けて、社会福祉協議会がそれを取りまとめて、結局は地域の、22あります学区福祉委員会に、ほとんど何かにつけておりてきていると。だけど、民生児童委員さんもそれなりの地域活動をしてもらっていますけども、民生児童委員さんと学区福祉委員会のメンバーとは、おのずから立場も違いますし、やっていかななくてはならない業務の中身も違います。要するに、ほんとうに、これから少子、超超高齢化が進む中で、そういった方々をどう掌握して、どういう形に持っていったらいいのかといいますと、非常にこれは難しいものであります。

ところが、この間、行政もご案内のとおり、学区福祉委員会のメンバーが、以前は2,000人を超えておったんですけども、最近では約1割減って1,800人。学区福祉委員会の連絡

協議会があるんですけども、そこでいろいろ議題になるのは、結局このまま学区福祉委員会の組織なり、もしくはまた人員が10年後になったらどうなるんだろうなど。おそらく今のまま活動ができんんじゃないか。金銭的な面よりも、人材面でできなくなるんじゃないかなど。こういう声が頻繁に出ます。私も実は、ある学区の学区福祉委員会の委員長をしているんですけども、確かに言えるんです。今やっている中心の方は、ほとんど70代とか60代の後半の者が一生懸命やっているわけです。ほとんど真ん中がなくて、育友会から卒業された方がちよろちよろいらっしゃいます。今、中心になっている人は10年後、ほとんどアウトです。

聞きますと、行政も真ん中がいないと、今、盛んに悩んでいらっしゃるそうですけれども、我々の場合もそうなんです。要するに、現在の40代、50代の方がほんとうに参画をしてもらいませんと、せっかく地域でいろいろな地域活動、安否確認や見守り、給食サービスであるとかいろいろなことをやっています。それぞれ学区によって違いますけれども、おそらくそれができなくなります。じゃ、できなくなったら、それを誰が一体ほんとうの意味で地域活動をするのかという、私はおそらくまるきりそれでしり切れトンボという可能性が十分あると思うんです。

1,800人の方が、毎日はやっていませんけども、全部もちろんボランティアですから無償です。この方々が、もし、わずかでもお給料をもらったら、私はわかりませんが、おそらく何億とかいう金額は必要だと思います。しかし、そうならないうちに、ここに書いていますように、若い年代層の参加手法を検討しますとありますけれども、やっぱりこれは検討しますというより、総計審で上げてどうのこうの言うよりも、的確に近年中に、それをこうあるべきだと、またこうすべきだという1つの指針を出してもらいませんと。せっかくつくった学区福祉委員会という制度は、全国でも非常に珍しい優秀な組織なんです。

そこへもってきて、Bタイプリハビリ教室とあります。これもだんだん、最初は対象者の方と実際やられる方が、ちょっと年代層が離れていましたけども、最近ではどちらがどっちかわからんというぐらいに年代がくっついてまいりました。この辺もやっていかんと、せっかくつくったBリハ教室もおそらくできなくなってきました。しつこいようなことを申し上げましたけれども、これはやっぱりただ単にお金をもらったからできたとか、お金がないからできんという問題じゃないんです。非常に奥深いというんでしょうか、難しい問題が絡んでの、これからの学区福祉委員会とか、Bリハのあり方について、現時点でどういうふうにしたらいいのか、ここに「検討します」と書いておられますから、検討していただけるだろうと思いますけれども、現時点ではどういうお考えを持っていらっしゃるのか、もしよければ聞かせていただきたいと思います。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

【戸根地域福祉室長】 地域福祉課の戸根です。よろしくお願いします。

先ほどご質問ありましたボランティア活動の支援につきましては、一般的には学区福祉委員さんとほかの、もう少し違うボランティア活動さんも含んでおるわけでございます。私どもは

今、地域福祉計画を策定中でございますけれども、その中のアンケートの中では、そういったボランティア活動の中での活動の拠点がなかなかないという声も上がってきておりますので、そういったことも含んで、今後やっぱり検討していかなければならないということでございます。

それと、学区福祉委員さんについては、このアンケートの中でも高齢化の問題はやっぱり出てきております。しかしながら、学区福祉委員さんの高齢化という問題はあるんですけども、その活動を通じて地域との密着な関係が非常にうまくいっていると。しかし、今後それをいかに新しい人材を含めてつくっていくかというのが、非常に難しい面も含んでおるんですけども、やはりそれは社会福祉協議会さんとも今後、検討をしていきたいと思っております。

【堤副部会長】 現時点で、妙薬というのはなかなかないだろうと私は思います。したがって、今、検討しますとおっしゃったので、これ以上、この場でそれをどうのこうの言いませんけれども、せんだって、室長さんも、私も一緒に松江へ行かせてもらいました。松江では、1つの小学校に1つ必ず公民館があって、そこに地域福祉というんですか、校区福祉委員会、名前は忘れましたが、それを統括する職員さんがいらっしゃるって、そこはうまくやっていますと聞きまして、宇治市は確かに公民館とかコミセンとか、それから福祉センターとか、いろいろありますけれども、福祉センターは福祉活動そのものじゃないと使えませんし、公民館だって、お年寄りの方と一緒に食事となりますと、なかなか難しい部分もあります。ですから、今、急に1つの校区の中に1つ必ずそういう福祉の拠点をつくるといっても、なかなか財政の厳しい中で大変だろうと思っておりますけれども、ほんとうに地域福祉をどうあるべきか、どう発展させるべきか、そのことは最重要だとももちろん思っていますし、それであれば、それらもひっくるめて先ほども、検討しますとおっしゃったので、大体行政の検討というのは、よく聞きますと、研究するのが先で、勉強しますで、やっとならんと聞きますと、できるんかと思ったら、それから数年か10年ぐらいせんとなかなかできない。今、「検討」でも、「前向きに検討します」と言ってもらって大体二、三年後というのが一般的なようでございまして、そうならないように、ほんとうに10年したらまずだめだと。学区福祉委員会、Bリハ、それにつながっているいろいろなボランティア活動もできないというぐらいの強い思い、決意を持ってもらって、しっかりと取りをさせていただきたいと思っております。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

そのほかに、いかがでしょうか。

今は、大分類3の21ページのご意見でしたが、ほかにお気づきの点とかございますでしょうか。

榊村委員、お願いします。

【榊村委員】 市民委員の榊村です。

25ページの、今の高齢者さんの課題へのこととつながってくるかと思うんですけども、私も職業柄、介護保険施設制度には注目しているんですけども、途中の基本構想等でも介護者の家族の支援とかの話もさせてもらえて、その部分が5番という家族の支援とか、そういったところで挙げていただいているのかなとは思いますが、まず1点、教えていただきたいの

が、介護保険の中で、他市町村であれば、市町村独自のサービス、例えばおむつの給付を市町村が補てんしているとか、あと、サービスを利用できる限度額を超えた分を、市町村がある一定補てんしているとかいう独自サービスを市町村ごとにしてはるところもあると思うんですけども、宇治市では、ごめんなさい、私も勉強不足なんですけれども、そういった市町村独自の介護保険制度におけるサービスというのは、何か具体的にあれば教えていただけたらなと思うんです。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

今のご質問につきまして、お願いできますでしょうか。

【一原健康生きがい課長】 健康生きがい課の一原と申します。

今、介護保険制度に絡みました家族の支援ということですけども、健康生きがい課で要介護状態にあられます方のおむつの給付ということは、一定限度額がありますけれども、非課税世帯の方に対して給付はさせていただいているところでございます。

【緒方部会長】 もし、何かそれ以外の独自のサービスという形で宇治市がやっておられる、上出しとか横出しとかいろいろ言い方はあるかと思うんですけど、そういうサービスがあれば教えていただきたいというご趣旨だと思うんですが。

【桝村委員】 市民委員の桝村です。

実際、私が勤めている施設の周りの状況でいくと、一番有効的な市独自のサービスは、ショートステイを通常使っている回数以上使ってしまった場合に、5日分ほどは介護保険とは違って市町村が8割、本来やったら9割が保険やと思うんですけど、8割は市町村が給付してくれて、2割は自己負担でという、ですから、5日間分ぐらいは、通常ショートステイは15日ぐらい、月の半分程度しか泊まれないのが介護保険法やと思うんですけども、それってすごく在宅で介護されている方からしたら助かってはると僕も実感しているので、そういう部分です。そういうものが宇治市ではあるのか、ないのかというところが、もしわかれば。

【事務局（吉田）】 事務局の吉田です。

介護の保険制度で、要は、普通の制度で、市で上乘せしている制度とか、独自施策、例えば激励金とかもあるんですけども、今、資料が、全部調べないとわからないということなので、申しわけないんですけど、後日、郵送させていただいて、一覧表を出させていただこうと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

【桝村委員】 はい、わかりました。

市民委員の桝村です。

その上で、僕が結論として言いたかったのは、この分野のどこか、2番の介護保険制度の運営なのか、5番の家族の支援なのかかわからないんですけども、介護保険制度の枠組みだけでは十分補えていない部分、たくさん地域の介護サービス事業ではあると思うので、その部分で、独自のサービスの充実を図りますとか、今、されている激励金とかの部分があるのであれば、それを少なくとも維持しますとか。独自サービスの維持だったり、向上だったりという部分の文言があればすごく心強いなと思ったので、今、これだけを読むと、5番なんか、利用者に適

したサービスの提供に努めますと、すごくふわっとした概要のような伝え方になってしまっていると思うので、その独自サービスをしている部分があれば、その維持に努めます、向上に努めますといった部分を、1つつけ加えていただけたら心強いかなと思うので、書き方への1つ、意見も含めましてお願いします。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

今、ご質問とあわせてご意見もいただきましたので、またどういったサービスがあるかということを検討いただいて、そこで文言についても、もう少し書き加えられるかどうかということなんですが、市の方から、もし今のご意見について何かコメントをいただけるようでしたら、お願いしたいと思います。

【一原健康生きがい課長】 健康生きがい課の一原と申します。

市の独自施策を含めた中で、とりあえず一覧表はご送付させていただくということで、このたびはご理解いただけたらと存じます。

【緒方部会長】 梶村委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

そのほかにお気づきの点、おありでしょうか。

【向野委員】 向野です。

今、介護の関係とか、ボランティアの関係とか、いろいろ意見が出ているわけですけど、国が考えております介護保険制度について、金がかかり過ぎるということで、実際、介護保険で対応しようとするのは、認定の重度の方に限ってしまおうと。そういうことで、あとは介護保険から外して、地域のボランティアの方に見てもらおうという方向で議論がされているわけなんですけど、最初に介護保険が導入されたときには、誰もが安心して介護保険が受けられる制度ということでスタートしてございましたけど、現実には、保険料は払ってもなかなかサービスが受けられない。その特徴的なのが、先ほど言ったショートステイの関係とか特養ホームの関係とか、保険料を払っても施設がなかったら、結局は利用できないわけです。そういういろんな問題を含めながら、国は介護保険から、随分ずっとこれまでも外してきたんですけど、なおかつ外していこうという考えがあるんですけど、そういうことに対して市はどういう考えと対応をされようとしているのか、お聞きしたいと思います。

【緒方部会長】 介護保険以外の高齢者サービスのあり方についてということでよろしいですか。市の今後のビジョンみたいな。

【向野委員】 国の方向に対して、市はやっぱり市民の介護を守っていくという立場でありますので、そういう点でのご意見があったら。

【緒方部会長】 ということなんですが、市の方から何かございますでしょうか。

お願いいたします。

【藤田介護保険課主幹】 介護保険課の藤田といいます。

委員おっしゃられたように、今、国ではさまざまな議論がされているようでありましてけれども、まだ何も決まっておられませんので、そういう動向も見きわめながら、介護保険や高齢者福

祉計画につきましては、21年度から23年度が介護保険や高齢者福祉については、計画期間として持っておりまして、次が24年度から新たな第5期の計画ということで策定の作業を今進めているところでございますので、国の動向も見きわめながら検討をしているという状況でございます。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

よろしいですか。

【向野委員】 もう1つ、保険料を払っても、実際、施設とかが不足するために、介護を受けることができないと。そういうことに対して、市としてそれは仕方ないんやという考え方なのか、もう1つ、そこに対しては何らかの形で還元でもできるようにしたいとかいう考えがあるのかどうか。

【緒方部会長】 必要なサービスが、必ずしも行き届いていない状況の中で、どうなのかということですか。

今、市のお答えとしては、こういう計画の中で、そこも踏まえてというご意見だったんですか。

【向野委員】 いや、国の動きだけに対して答えただけよ。

【緒方部会長】 市として、どんな認識をされているかということをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

【藤田介護保険課主幹】 今回の第4期計画の中では、施設整備、地域密着型サービスや広域特養の整備も含めて掲げておる部分もございますので、そこについては現在、進捗を進めているところでございます。

【向野委員】 議員の向野です。

次の計画の中で対応したいと、計画に反映させたいということですが、例えばの例を挙げると、特別養護老人ホームに入所を希望している。しかし、実際に入れていない人が140何名でしたか、それぐらいあるわけです。実際には保険料を払っても入れないという状況があって、次の計画のときにそれを解消したいということであっても、現実にはなかなか解消できないでしょう、實際上。だから、せめて委員の方については、何年度についてはどういう計画をして、どれだけそこで対応できたとか、次の年度にはこうして、その次の年度には解消できる計画で進めていきたいとか、何かそういうことがあったら、答えていただいたほうがわかりやすいんですけど。

【佐藤健康福祉部理事】 佐藤です。

今、それぞれ例えば何年度にどういった施設をどれだけ整備目標として、次の年度はどうかという例示といいますか、そういうものがあればということでございますけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたように、今は施設整備を含めて、23年度までの計画期間としている第4期の計画を、内容に沿って利用を進めているところでございますけれども、24年度以降、24から26年まで、第5期の計画をつくるわけですが、それにつきましては、来

年かけて、どういった内容にしていくのか。今、具体的に出ました、例えば何年にはどういうことをするのかの目標みたいなことを含めて、それは来年度計画策定の中で、一定そういうことは盛り込んでいくことになると思いますが、現時点で、例えば何年にどうしてどうやとかいうことですが、それは全く現時点では白紙でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

【向野委員】 もう一言だけ。向野です。

第4期は第4期でいいわけですけど、少なくとも第3期の何年度にはどの施設は何所開所するという計画で進めてきているわけですね。だから、せめて今の段階でどうなっているという説明をしていただいたほうが、委員にはわかりやすいんじゃないかと思うんです。それで、なおかつ開所できない場合は、次の計画の折には、それを反映して開所していくということになるかと思うんです。

【緒方部会長】 今のご意見なんですが、お願いいたします。

【藤田介護保険課主幹】 お尋ねの、第4期計画中につきましても、広域特養80床を23年度中に整備する予定にしております。あと、地域密着型につきましても、認知症デイ3カ所、グループホーム4カ所の整備と、それから地域密着型特別養護老人ホームについても29床を整備する予定にしております。

以上です。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

次期の計画の段階でまたいろいろな意見を踏まえていくということもあるかと思いたすので、よろしくお願いいたします。

そのほかにお気づきの点、ございますでしょうか。

小林委員、もし何か質問とかでも。

【小林委員】 喜老会から参りました小林でございます。

前回、都合で休ませていただきましたので、前回のときの流れとか勉強不足な面もありますけども、お年寄りの方の、いろいろ耳にすることなんですけども、私のところの地域、菟道なんですけども、年6回ほど憩いの部屋とって、食事会を開いております。それで、元気な方は外に出かけられますけども、遠方に行くのが不自由な方は集会所でしている憩いの部屋というのを、ほんとうに楽しみに来ていただいております。それと、だんだんと今まで来られた方が来られなくなる理由を聞くと、集会所まで来るのが、ちょっと体が悪いので来れなくなったとか、病院通いをして、今まで遠くの病院に通っていたのを、自分の体の都合で近くの病院に転院して通っておられましたけど、その病院に行くのでさえも不自由になって、バスなんかを使って行ける間はよろしいんですが、病院通いもタクシーで行かないといけなくなって、病院も3回行かなあかんのを2回に減らしてタクシーで通っているという話も聞きますし、交通費のタクシー代にかわるような補助金、申請するとそういう補助が受けられるような仕組みができたらしいけどもという話を聞くんですけども、宇治市も財政難ですので、たやすい答えはできないと思うけども、そういう声があるということをお知らせいただきましたけども、

何かの参考になれば。そういうお年寄り、元気で長生きするのが第一目標なんですけども、それがなかなか現実的にはできないということを耳にしますので、言わせていただきました。

【緒方部会長】 ありがとうございました。

今、いただきましたご意見、24ページ、25ページあたりが関連するところかと思いますが、移動がだんだん困難になっていく方に対してのサービスとか、支援についてということかと思うんですが、市の方から、もしコメントとか、こういったものが使えるよというものがありましたら、ご紹介いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

【田中健康福祉部長】 高齢者の担当ではないんですけども、先ほどの地域福祉の課題と、この辺のところはダブってくるのかなと思ってまして。要は、地域で超高齢社会と言われる中で、先ほど言われたように、病院に行きたいけど行きにくいとか、買い物に行きたいけど行きにくい、行けないとか。ほんまに地域の方がどこで困っておられるのかを、地域の方がまず把握をしていただくということが非常に大切だなと思っているんです。そのために、地域の中で市民としての支え合いができる方法はないのかというところの検討をしていくというところの転換ができるかどうか。それを地域としてやっていきたいんですけど、ここの部分は行政として支えてもらったら、これは私らはできるんですよという形での検討をぜひしていく必要があるのかなと。

確かに、発想としてはぼんとタクシー代が出れば、タクシーを使えるし、いいなというのはわかるんですけども、やっぱり先ほども委員さんから言っておられたように、財政的にも非常に厳しい中で、まず市ありきではなく、地域の中でそういうシステム、市民が支えられる方法を考えていく。そこで、できれば地域の中でお金も確保していくということも含めて考えていくというのが、今、国の地域福祉のサイドでの1つの課題、検討事項になっているんです。お金というのは、地域の方が自ら、例えば商店、事業をしておられる方、そういったところを含めた募金を集めるといった方法も考えられますし、あるいは一定支援を必要とされる方が、支援してもらえる地域の方にお金を出す、一定有料にしていく。それはいわゆる代金という形じゃなくても、地域の活動に使うお金という形で蓄えていくとか、そういったことが、今、全国的に課題になっていると。

これは、先ほど委員さんから言われたことと、反対するとかそういう意味で言っているんじゃないで、そういった点が、これからの地域福祉の進めていく上での課題になってきている。そこを学区福祉委員会としてもどう考えていくとか、あるいはむしろ学区福祉委員会だけではおさまらない状況になってくると思うんです。町内会、自治会とかも含めて考えていかないと支え切れないような時代になってくるのかなと思ってまして、実は、この総合計画の中でも、地域福祉の部分をこの第5次の総合計画ではもっと項目を大きくした形で位置づけをさせていただいていることなんです。そういった具体的などころまで、論議が短時間ではなかなかできませんけども、そういう課題を持ちながら、今、私どもとしてはこの計画を策定に当たっているとおわかりいただければなど。今のご意見を否定するような意味ではございませんけども。ご質問も大切なところを言っておられるご意見だなと思います。

【緒方部会長】 小林委員、もう少しつけ加えとかありましたらお願いしたいんですが。

【小林委員】 言っても無駄なことが、私が聞くのは、そんなの言っただけ無理やわということを知ることから、ほんとうは言いたくなかったんですけども、あまりそこを聞くとね。

【田中健康福祉部長】 ほんとうに、そういう議論が地域の中にあるんだと思うんです。それを地域の市民としても、発想を変えてもらえるようなこともできればいいなというのが思いなんですけどね。

【小林委員】 いろいろできることはさせてもらっていますけども、やっぱり限度がありますし、支えている我々が高齢者になっていますので、次の世代の人に引き継ぐのがなかなかないので、困っています。

【田中健康福祉部長】 一定、私らもちょうど定年退職になる時期なんですけども、そういう方が増えていくわけですから、そういう人らがそういったところを担えるような地域になればいいなと思うんですけどね。

【小林委員】 難しいですね。

【向野委員】 議員の向野です。宇治市のタクシーの補助制度というのがありますね。

【小林委員】 そんなのあるんですか。

【向野委員】 ひょっとして、その方がそういう制度を知らないから利用していないとかいうことがあるかと思うので、その制度の中身を説明していただけますか。

【緒方部会長】 では、市の方、お願いいたします。

【山本障害福祉課長】 障害福祉課の山本でございます。

タクシーの補助制度なんですけれども、福祉タクシー券の交付事業ということで、身体障害者の方で肢体不自由で、しかも下肢体幹ということで、足がお悪いとか腰がお悪い方につきましては、1級から3級までの方にそういう制度がございますし、あと、内部障害、心臓とか腎臓とか呼吸器であるとか、そういう内部障害をお持ちの方は1級の方に交付されておりますし、あと、知的障害者でA判定という重度の判定が出ている方にしますと、精神障害者の1級の方に、月1,200円というタクシー券をお出ししております。

【小林委員】 小林ですけど、私自身が1種1級の身障者なんですけど、上辺は何もわからないので、ほんとうに健康そうなんですけども、通っておられる方は内臓が悪くて障害者という手帳を持っておられない方は、そういうタクシー券はいただけませんね。

【山本障害福祉課長】 障害福祉課の山本です。

あくまでも障害者の福祉制度でございますが、障害者に、特に障害も種別がございますが、すべての方に対するサービスではないんですけども、該当する障害種別、該当する等級の方にのみお出しする制度になっております。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

小林委員、よろしいでしょうか。

【小林委員】 いろいろと地域でもまた勉強させていただいて、できるだけ悩みがないようにしていきたいと思っておりますけども、市も研究していただけたら幸いと思っております。

よろしくお願ひします。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

【堤副部会長】 堤です。

介護の問題なんですけれども、これは、たしか要支援1、2、それから介護が1から5まであるんですね。私も学区福祉委員会、特にBリハの場合、要支援1ぐらいになりますと、あなたは要支援1になったんだから、もうBリハはだめですよ。本人さんは来たくて、来たくて、泣きの涙で打ち切られるという方がいらっしやるんです。これはもちろんそういう制度ですから、要支援1でも、言われる以上は範囲があるのかもしれませんが、結構元気な方が何らかの形で要支援1、そうすると、あなたはBリハに行けませんと。Bリハにいる方でも、要支援1よりもっとひどい人があるわけです。たまたまその人は何らかの形でケースワーカーの人が、そうおっしゃってくれない。どうなんでしょう、この要支援1になりますとBリハに来たくても来れないという、その区切りというんですか、制度は宇治市独自なんですか。それとも、京都府とか国がそれを定めているんでしょうか。

【緒方部会長】 では、お願いいたします。

【一原健康生きがい課長】 健康生きがい課の一原と申します。

今、おっしゃっていただきましたBリハなんですけれども、委員さんのおっしゃっていただいているように、要支援でない方ということで、逆に介護保険の認定を受けなくて、Bリハに通いたくて熱烈に通っておられるということは、こちらでもお伺いさせていただいているんですけれども、介護保険制度が適用されない方に対する介護予防事業ということになりますので、そういう事業の趣旨からいきますと、介護保険制度の適用のない方でないとお通っていただけないという事情になりますので、事業の趣旨からいきますと、今おっしゃっていただいたような形ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【堤副部会長】 確かに、そういう制度がある以上、じゃあ、いいですよというわけに多分いけないと思うんですが、そうなるをやっぱり自分が要介護1ということになっても、私は受けませんと。しばらくまだ要介護1を受けずに、こっちに来たいと言って来ていらっしやる方もちょこちょこあります。これは別に構わへんわけでしょう。要介護1と正式に認定されていませんのでいいんですね。

そういう方には、じゃ、あなたがどうしてもこちらへ来たかったら、要介護1と言われたときに、私はまだしばらく要介護1は受けませんと。こちらへ行きますと言ってあげればいいという解釈はいいわけですか。

よく言われるんです。今まで毎週やっていますから、楽しみで楽しみで来てはった人が、たまたま要介護1になったばかりに全く来れへんのです。特に、男性でひとり暮らしの方だったら、それから急にがたがたと老けていくというんですか、元気がなくなって行って、これやったら何とかしてあげないかなのかなという思ひがあるときがあるんです。

【一原健康生きがい課長】 健康生きがい課の一原です。

確かに、そのお声は何回もいただいているんですけれども、介護予防事業という観点からい

きますと、介護保険の認定を受けていただくということになりますと、そちらの事業から、申しわけないですが受けていただけないということになりますので、その観点からいきますと、事業の趣旨をご理解いただくということでない、今、こちらで申し上げようがございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【柘村委員】 今の堤委員さんに付随して、要支援になられたら、今度は地域包括支援センターとかが出番になるわけですね。僕、今、ずっと経過を聞いている中で、ここの25ページにも地域包括支援センターという言葉があまり出てこない。どこかへ出ているのかな。やっぱり地域包括支援センターとBリハさんをしている団体さんとかとが全く寸断されてしまっているのかなという実態を感じるので、行政さんとしてはそのあたり、地域包括支援センター、宇治市にも数カ所にあると思うので、そこの方とうまくつないでいけるのを何か補助してもらえたら、もしくはここの総合計画の中で地域包括支援センターの周知を図っていくとか、そういった部分の文言が一行出てきてもいいのかなと思ったんですけども。ほかの部分であれば失礼しましたが、地域包括支援センターというフレーズが出てきてほしいなという印象は持ちました。

【緒方部会長】 市の方からもしいただけなかったら、事務局からありますか。

【事務局（吉田）】 事務局の吉田です。

地域包括支援センターということも含めて言っていただきましたけれども、現況と課題の地域包括ケアシステムのところで触れておりまして、取組の方向に行きましたら、介護保険全体の介護保険の中の地域包括支援センターですので、まずは介護保険制度の運営のところにかぶりながら、あとの支援とか、そういうところにもイメージがあると。特に地域包括支援センターのところでは、今のところは挙げていないのが実情です。

【柘村委員】 そしたら、意見としては、取組の方向の4番のところに、事業者と福祉団体と地域包括支援センターとの連携を一行加えることで、方向性としては見えてくるんじゃないかなという印象があるんです。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

地域包括支援センターの機能をきちんと文言化していくというご提案ですので、ご意見としてお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

私から、緒方ですけれども、1点、30ページの障害者福祉のところ、少しご質問をさせていただきたいんですが、障害者福祉に関して、自立支援法が今後なくなるということで、幾つか動きは見られるかと思うんですが、今、3障害が1つになっていく中で、もう1つ、社会問題、社会の中での課題として発達障害の人の問題が結構クローズアップされていて、その人たちの行き場や、学校を卒業しても就労になかなか結びつかないとか、人間関係が難しいということがよく言われているかと思ひますし、発達障害に関してのサービス、知的障害や身体障害に関しては、京都府などの関連で手帳そのものは政令市風になってくると思ひますので、発達障害は普通は該当しないという形になると思ひますが、市独自で発達障害に対しての支援策

を何かやっておられるか、あるいは今後、そこについての問題意識みたいなのがあれば教えていただきたいと思います。

【山本障害福祉課長】 障害福祉課の山本でございます。

発達障害につきましては、現在、先ほどお話がありましたように、国で谷間のない障害者施策を考えるということで、難病の方であるとか高次脳機能障害といった障害につきましても、あわせて検討されているところでございます。現状の中では、発達障害の方につきましては、精神科の治療を受けておられる方につきましては、精神障害者扱いということで、サービスをご利用いただいているところがございますので、ご理解賜りたいと思います。

【緒方部会長】 それは、サービスを受けられるということであって、手帳の申請とか、そういうところには該当しないということになるんですね。

【山本障害福祉課長】 手帳の申請になりますと、精神障害者保健福祉手帳という形になるんですけども、そちらは主治医の先生がその手帳の障害内容に該当するかどうかという医学的なご判断が必要になりますので、なかなかそちらに結びついているケースは少ないのではないかと感じております。

【緒方部会長】 今、お答えいただいた制度の中のはざまということで、いろいろな形でサービスが受けられなくなってしまうけれども、すごく生きづらさを感じておられる方は少なくないという中で、今後の総合計画の中でどんなふうに盛り込んでいくかということが大事かと思われましたので、一言質問させていただいたのと、あと、先ほど小林委員から、移動に関してのご意見をいただいたんですが、この30ページの5か6ぐらいになるのかと思うんですが、障害の方たちもいろいろな移動制約があって、ここの取り組みの中では6点ほど書かれているんですけど、サポーターとして何ができるか、市としては何ができるかということは書かれています。本人が主体的に生きるとか、本人の活動の場をどう広げるかといったことの表現があまりないような感じがするんです。そこも大事であって、常に支援を受ける存在だけではなく、活動の場が広がれば、本人たちが生きていく場所というものもできてくると思いますし、地域福祉との関連も、障害者が同じくくりではなくて、社会参加をどう進めていくか、障害者自らが意見を出していくということも当然ありなので、そういったグループを組織化することに対する支援もありだと思えますし、少し文言的に、本人さんたちの主体的な場みたいなものをどういうふうにつくっていくかということも、ご検討いただければなと思いました。一言、意見として言わせていただきたいと思います。

【山本障害福祉課長】 障害福祉課の山本でございます。

ご指摘のとおり、障害者が主体者であるということがわかる表現にできないかどうか、事務局とも相談させていただいて検討していきたいと思っています。

【緒方部会長】 私が発言をしてしまいましたが、ほかに、時間も大分過ぎてしまったんですが、まだ言い足りないこととか、あるいはこういうところもあるのではないかとこのがありましたら、委員の方でご発言いただきたいと思います。

特にはよろしいでしょうか。

では、大体意見が出そろったということですので、ここまでとさせていただきたいと思いますが、続いて、次第の4のところに移らせていただきたいと思います。

事務局から、何かご説明ありますでしょうか。

【事務局（松田）】 事務局の松田です。

きょうは2回目のご審議、ありがとうございます。

部会の意見をいろいろ出していただいたということで、次回、全体会を開かせていただきたいと考えておるんですけれども、日程調整をしましてから、日程についてはまた文書で通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

既にいただいている方もいらっしゃるんですけど、日程予定表を、それぞれ委員の方に配付させていただいていますので、時間がないので申しわけないんですけども、今週中に、ご都合を聞かせていただきたいので、また事務局までご返事いただくように、よろしく願いいたします。次回日程については以上です。

【緒方部会長】 ありがとうございます。では、日程調整をまたご提出いただきたいと思います。

ほかに、委員の皆様からご質問等はございませんでしょうか。今後の手続につきましても、よろしいでしょうか。

前回、今回と大変長時間にわたるご意見をいただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、第2回の総合計画審議会の健康福祉専門部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局（中上）】 事務局から最後に、前回、今回のご意見を踏まえまして、事務局としてもいただいたご意見を踏まえて、こういった意見がありました、これに対してこういうふう
に修正します、ここについては、ここに含まれています、いろいろな表現をさせてもらうかと思
いますけれども、またその部分については、委員さんにお返しをさせていただいて、ご意見
をいただき、また最終、部会長とご相談させていただいて、健康福祉部会としての意見をま
とめていただくという形をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【緒方部会長】 では、引き続き、またチェックをよろしく願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして、健康福祉部会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

— 了 —